

=====
コンテンツ (No.25)

今回は、輸出が急増している中国からの模倣品被害をくい止めるための水際措置について、現行制度の注意点を紹介いたします。また、中国の弁理士業界では事務所民営化が急速に進められており、これに関するニュースを中心にご紹介いたします。

- 1．水際取締上の問題点
- 2．中国弁理士事務所民営化の動き
- 3．WIPO アジア地域セミナーで特許庁小野部長が講演
- 4．日中特許庁会合
- 5．新専利法日中対訳全文
- 6．国家著作権局（著作権局）のHP
- 7．人民日報のHP（日本語版）より

=====
1．水際取締上の問題点

中国の水際における知的財産権侵害品の取締は「知識産権海関保護条例」に基づいて海関（税関）総署が担当していますが、日中経済協会北京事務所知的財産権室では、先月、この問題を直接担当している海関総署政法司知識産権保護処処長の李群英氏を講師に招き、現行制度の問題点について講演を行っていただきました。

1995年に現行制度が施行されて以来、中国税関では既に、1,947件に上る知的財産権保護のための登録申請を受理し、5年間で約3,000件の事件が処理されています。そのほとんどは中国からの輸出に関する事件です。近年、中国で製造された不正商品が世界中に輸出されており、今後、税関による侵害品取締が一層重要になると考えられます。しかし、現行制度では以下で紹介するようないくつかの問題点が指摘されており、海関総署では、これらの問題点に基づき制度改正を準備中です。制度が改正されるまでの間は、以下の問題点に留意しながら制度を活用する必要があります。また、海関総署では利用者からの建設的な意見を求めているとともに、問題が生じた場合には当局との交渉によって解決される場合も少なくありませんから、臆せず相談してみることも重要と考えられます。

(1) 税関の職権範囲の狭さ

税関で権利侵害嫌疑貨物を差し押さえるためには、権利者が担保金を納めなければならないので、権利者からの申請がない場合や担保金が提出されない場合には、税関は侵害品と知っていても貨物を通過させざるを得ません。逆に、権利者が申請し、担保さえ提供すれば税関は貨物が侵害貨物ではないと知っていても、自己の判断では権利者の差し押さえの要求を拒否することができない

点も問題です。

(2) 煩雑な申請手続き

現行条例によれば、知的財産権の権利者が税関に知的財産権の保護を請求する場合、事前に知的財産権を海関総署で記録しなければなりません。権利者がこの申請をする際、知的財産権の状況、合法的な使用者及び侵害貨物について説明しなければなりません(条例第8条)。条例では以下二つの場合、権利者に対して更に説明を求めることとなっています。

ア) 権利者が侵害貨物の輸出入を事前に察知した場合(第12、13条) 権利者は、再度、輸出入地の税関において、権利内容や侵害貨物の状況等について詳細に報告しなければなりません。しかし、多くの場合、権利者が事前に侵害貨物の輸出入の情報を完全に把握することは難しいため、この規定どおりに実行することが困難となっています。

イ) 税関が自ら侵害容疑貨物を発見しそれを権利者に通知した場合、権利者は3日間以内に保護を申請しなければなりません(第18条)。また、権利者は差し押さえにあたり、貨物価値と同額の担保金を提供しなければならないこととなっています。したがって、権利者が海外の場合には、短期間にこのような対等を行うことが難しいといった問題があります。このような場合、大多数の税関では申請した後、一定期間内に担保金を提供すればよいこととしていますが、これは、後に貨物が真製品と判明し、権利者が最終的に期限内に担保金を提供しない場合があり得ることを考えると、税関の法律執行にリスクが伴うことを意味しています。また、差し止められた輸出入業者にとっても不当な扱いであることになる点で問題です。

(3) 高額な担保金及び不透明な関連費用

現行条例によれば、権利者が貨物を差し止める際には、貨物価値と同額の担保金を納付し、且つ、貨物を差し押さえる期間の倉庫保管や処置の費用を負担しなければなりません。従って、貨物が権利侵害品であることが明らかであっても、また、貨物の発送人、受領人から差し押さえに対する異議がない場合であっても、条例の規定により、税関は権利者から担保金を徴収することとなります。しかし、周知商標については、同時に複数の事件が発生することもあり、この場合、一度に多額の資金を準備しなければならず問題です。

一方、条例によれば、貨物が最終的に侵害品であると認定されても、その間に要した倉庫保管料等の関連費用を負担せざるを得ず(条例第25条)、結果的に権利者は大きな金銭的負担を負うこととなります。

(4) 紛争処理期間

当事者からの申し立てにより、裁判所や知的財産権管理部門(地方工商局及び知識産権局等)が貨物の差し押さえに関する侵害紛争を処理することとなっ

た場合、その審理期間中、貨物は税関において引き続き差し押さえることとなりますが、裁判所等の事件の審理期間が長い場合には、貨物の保管費用が増大し、紛争の調停がより困難になることがあります。

(5) 権利濫用の防止手段が不十分

無審査で権利が発生する実用新案権、意匠権、著作権の場合、これらの権利を乱用し、正当な貨物の輸出入差し止めを図るケースがある。この場合、輸出入業者が関連部門や裁判所に、権利無効の審判等を請求するが、審理期間が長いと、この間、税関は相変わらず輸出入品の差し止めを継続することとなり、輸出入業者に大きな損害を与える可能性があります。また、その他、条例では、税関が自発的に知的財産権の保護登録を取り消すことができると規定していないため、関連の権利が無効と宣告または取り下げられた後でも、保護登録の申請人が自ら取り消さない限り、税関が記録を自発的に取り消すことができず、問題です。

(6) 没収侵害貨物の処分

条例では著作権侵害の貨物又は権利侵害の標識を取り除けない商標権侵害貨物を一律に廃棄すると規定しています。従って、侵害貨物の品質に問題がなく、且つ権利者も買収する用意がある貨物であっても、廃棄せざるを得ませんが、これは、国家財政収入の観点からも、資源の有効利用の観点からも問題であると考えられます。

(9) 商標権の並行輸入問題

中国の司法機関は商標独占使用権者が単独起訴権を有することを認めています。法律では使用者の権利範囲は明確に規定されていません。税関では受動的保護を原則としているため、このような権利者に並行輸入を禁止する機会を与えていますが、この点は今後検討の上、明確に規定する必要があります。

2. 中国弁理士事務所民営化の動き

新華社電によれば、8月24日、項懐誠国務院経済鑑定類社会仲介機構指導組組長兼財政部長（日本の大蔵大臣に相当）は、全国経済鑑定類仲介機構整備会議において「すべての政府部門及びその下部組織に所属する経済鑑定類の社会仲介機構は、2000年10月31日までに人事、業務、財務、名称などの諸方面でこれらの政府組織から独立し、パートナー制又は有限責任制の組織に改めなければならない」と発表しました。この発表における「社会仲介機構」には弁護士、公認会計士、税理士、公証役場、資産価値鑑定士、不動産鑑定士、土地鑑定士などの他、専利代理人、商標代理人などのいわゆる特許商標事務所も含まれています。また、10月31日以降に、相変わらず政府系組織と関係を有している場合は厳しく罰せられるとされています。

今回の組織改革は、いわゆる代理機構の完全民営化を計るものですが、現在

の中国の特許商標事務所は、渉外事務も含めてそのほとんどが何らかの政府系機関との関係を有しており、事務所の名称の一部に政府または政府関連機関の名称を使用していたり、これらの政府系機関から資本金の一部を得ていたり、あるいは人事等で関係を有していますが、今回の発表によれば、こうした関係をすべて整理しなければならないと予想されます。また、地方の小規模代理事務所の一部では、完全に上部組織から独立した場合、経営が成り立たない事務所が発生することも懸念されます。

これらの動きについて、知識産権局の担当部門、全国中華専利代理人協会等は、いずれも「現段階では何もコメントできない」とのことであり、今後の動向が注目されますが、現実的には10月31日までに現状の体制を変更するのは不可能な状況となっており、現段階では年末を目途に何らかの調整が行われると予想されています。

(関連記事 : <http://www.nihon-ir.co.jp/dayori/chaidayori39.htm>)

3 . WIPO アジア地域セミナーで特許庁小野部長が講演

10月10日から12日まで、北京市郊外にある中国知的財産権研修センター(CIPTC)において、WIPOと中国知識産権局共催によるアジア地域セミナーが開催され、37の国と地域から代表者が集まり、バイオテクノロジー、ビジネスモデル特許等について講演と質疑が行われました。

日本からは、小野審査第四部長が出席し、「バイオテクノロジー関連発明-特許及びその他の知的財産権による保護範囲」について講演を行いました。

今回のセミナーでは、遺伝子関連の保護のあり方以外に、生物資源と多様性の保護、著作権の問題としてのインターネット上の保護とエンフォースメント、ビジネス方法を含んだ発明の特許性、知的財産の保護と競争法等について講演がありました。出席した途上国の代表からは、「ある国の生物資源を利用して医薬品を開発した場合には、保護を認める代償として、売り上げの1%をその国に寄付してはどうか」といった提案も飛び出し、自国の生物資源に対する強い期待と、先進国主導による知財保護への警戒心が伺われました。

(関 連 記 事 : <http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/10/11/newfiles/a1040.html>)

4 . 日中特許庁会合

10月24日、東京において第7回目の日中特許庁会合が開催され、中国国家知識産権局より、王景川第一副局長を団長とする代表団6名が来日しました。

会合では、相互の情報交換とともに、今後の両庁の協力の進め方、中国の模倣品問題、その他の関心事項等について話し合いがもたれました。

中国からの一行は、特許庁ばかりでなく、東京高裁、企業、知財関係の諸団体を訪問し、今後の日中の交流の促進等について意見交換を行いました。

5 . 新専利法日中対訳全文

8月25日に全人大常務委員会を通過し、来年の7月1日から施行される新専利法の日中対訳全文が「中国法令」10月号（コマースクリエイト株式会社）に掲載されています。

入手ご希望の方は次の宛先までご連絡下さい。（日本：クリエイト大阪 Tel.06-6353-4824、中国：コマースクリエイト Tel.+86-10-6591-4949）

6．国家版權局（著作権局）のHP

中国国家版權局のHPが正式に立ち上がり、著作権行政の最近の動向や地方組織、協会等についての情報が掲載されています。

<http://www.ncac.gov.cn/>

現在のところ中文のみの構成なので、閲覧のためには中国語フォントが必要ですが、将来は英文でも記事が掲載される予定です。

7．人民日報のHP（日本語版）より

中国政府、ネット上の知的財産権の法的保護を目指す
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/09/04/newfiles/a1350.html>

著作権法発布10周年座談会を開催
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/09/14/newfiles/a1390.html>

西寧・全国特許技術フェア開催
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/10/10/newfiles/a1140.html>

中国税関、通関業務の公開を予定
<http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/10/11/newfiles/a1060.html>

WIPO アジア地区新技術知的財産権保護シンポジウム開催
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/10/11/newfiles/a1040.html>

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/10/31号 (N0.25)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎 seki@public.east.cn.net

韓 艶梅 yanmei@cnip.org、馮 超 fchao@cnip.orgまでご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
